江南市分別収集計画

(第10期:令和5年度~令和9年度)

令和4年6月

江南市

江南市分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に 支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく 必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、 履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、ごみ処理量及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化や最終処分場の延命化を図るとともに、 資源の有効利用及び循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりのため、全市を挙げて ごみ減量「57 (コウナン)運動」を推進し、さらなるごみに対する市民の意識改革 を進めるとともに、引き続き4Rを推進する。
 - (1) ごみの回避・・・ごみになるものを買わない、受け取らない

 \rightarrow リフューズ (Refuse)

- (2) ごみの減量・・・ごみを減らす →リデュース (Reduce)
- (3) 再使用 · · · 繰り返し使う → リユース (Reuse)
- (4) 再生利用 · · · 資源として再生する →リサイクル (Recycle)
- ・全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・小中学生に対する環境(ごみ)教育の実施等により、ごみ処理及び環境美化に対する意識の高揚を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

(単位: t)

項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	7, 532	7, 502	7, 471	7, 436	7, 400

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、 市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を 図ることが重要である。

また、廃棄物減量等推進協議会で廃棄物の減量及び再利用の推進方策について協議するとともに、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

- (1) 市民を対象とする啓発事業の実施
 - ・市内各区、町内会、集合住宅、各種団体等を対象とするごみ減量に関する説明会 を実施
 - 各種団体等のごみ処理施設見学会を実施
 - ・小中学校生に対する環境(ごみ)教育の充実
 - ・ボランティア分別指導員の育成
 - マイボトル・マイカップ持参運動
- (2) 事業者による取り組みの促進
 - ・販売店における簡易包装・ノー包装の推進
 - ・分別が不徹底な事業者への指導
 - ・大規模建築物所有者への指導
 - ・オフィス等での使い捨て容器の削減

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収到	集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール	- 製の容器	空き缶類		
主としてアルミ製	型の容器	1.20世規		
	無色のガラス製の容器	空き瓶類(無・白色)		
主として ガラス製	茶色のガラス製の容器	空き瓶類 (茶色)		
の容器	その他のガラス製の容器	空き瓶類(青・緑色) 空き瓶類(黒色)		
	容器包装であって飲料を充てん 原材料としてアルミニウムが利 kく)	牛乳パック		
主として段ボール	- 製の容器包装	段ボール		
主として紙製の名の	F器包装であって、上記以外のも	雑誌・雑がみ		
	テレンテレフタレート(PET) て飲料又はしょうゆを充てんす	ペットボトル		
主としてプラスラ以外のもの	チック製容器包装であって上記	トレイ 発泡スチロール プラスチック製容器包装類		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製 の容器	122 t	121 t	121 t	120 t	120 t
主としてアルミ製の 容器	24t	24t	24t	24t	23t
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	210t	209t	208t	207t	206t
無色のガラス製容器	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)
	0t	0t	0t	Ot	Ot
	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)
	210t	209t	208t	207t	206t
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	142t	141t	141t	140t	139t
茶色のガラス製容器	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)
	0t	Ot	Ot	Ot	Ot
	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)
	142t	141t	141t	140t	139t
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	79t	79t	79t	78t	78t
その他のガラス製容	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)
器	65t	64t	64t	64t	64t
	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)
	14t	15t	15t	14t	14t
主として紙製の容器 であって飲料を充て んするためのもの(原 材料としてアルミニ ウムが利用されてい るものを除く。)	38t	37t	37t	37t	37t
主として段ボール製 の容器	357t	355t	353t	351t	349t
主として紙製の容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	0t	0t	0t	0t	0t
包装であって上記以	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)
外のもの	0t	0t	0t	0t	Ot
2km 8 m	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)
	0t	0t	0t	0t	0t
主としてポリエチレンテ	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
レフタレート(PET)製の	140t	139t	138t	137t	137t
容器であって飲料又は	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)
しょうゆその他主務大臣	0t	0t	0t	Ot	Ot
が定める商品を充てんす	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)
るためのもの	140t	139t	138t	137t	137t
主としてプラスチッ	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	499t	496t	493t	491t	488t
ク製の容器包装で	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)
あって上記以外のも	466t	463t	461t	458t	456t
<i>の</i>	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)
	33t	33t	32t	33t	32t
	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	23t	23t	22t	22t	22t
(うち白色トレ	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)
イ)	0t	0t	0t	0t	Ot
	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)	(独自処理量)
	23t	23t	22t	22t	22t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2 条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、令和2年3月策定の「江南市ごみ処理基本計画(改訂版)」による計画人口に基づき、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
99, 152 人	98, 757 人	98, 363 人	97,894 人	97, 424 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.6%	99.6%	99.6%	99. 52%	99. 52%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在子ども会等回収協力団体による集団回収が進んでいる容器包装(段ボール、 紙パック)については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施するものとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の 区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
主としてスチール製の容器				
主としてアルミ製の容器		空き缶類 		
	無色のガラス製の容器	空き瓶類(無・白色)		
主として ガラス製	茶色のガラス製の容器	空き瓶類 (茶色)		
の容器	その他のガラス製の容器	空き瓶類 (青・緑色) 空き瓶類 (黒色)		
主として紙製の容器包装であって飲料を 充てんするためのもの(原材料としてア ルミニウムが利用されたものを除く)		牛乳パック	・ 委託業者による	民間業者
主として段ボール製の容器包装		段ボール	安託乗有による	
主として紙製の容器包装であって、上記 以外のもの		雑誌・雑がみ		
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はし ょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル		
主としてプラスチック製容器包装であっ		トレイ		
		発泡スチロール		
て上記以外	~ <i>(</i>) <i>(</i> , <i>(</i>)	プラスチック製容器 包装類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の選別、圧縮、保管等は次のとおりとする。

分別収集する容器包装 の種類		収集に係る分別の 区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶類	プラスチック製 コンテナ	パッカー車	民間施設
	無色のガラス製 の容器	空き瓶類(無・白色)	プラスチック製 コンテナ	パッカー車	民間施設
主として ガラス製	茶色のガラス製 の容器	空き瓶類(茶色)			
の容器	その他のガラス 製の容器	空き瓶類 (青・緑色) 空き瓶類 (黒色)	プラスチック製 コンテナ	平ボディー車	民間施設
主として紙製の容器包装で あって飲料を充てんするた めのもの(原材料としてアル ミニウムが利用されたもの を除く)		牛乳パック	プラスチック製 コンテナ	平ボディー車	民間施設
主として段ボール製の容器 包装		段ボール	無し (ひもで縛る)	パッカー車	民間施設
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの		雑誌・雑がみ	ひもで縛る又は プラスチック製 コンテナ	パッカー車	民間施設
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル	折りたたみ式 回収ボックス	平ボディー車	民間施設
		トレイ	折りたたみ式	平ボディー車	民間施設
器包装で	、てプラスチック製容 そであって上記以外の	発泡スチロール	回収ボックス	, , , , , ,	NAIL WERN
もの		プラスチック製容 器包装類	折りたたみ式 回収ボックス	パッカー車	民間施設

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率 的に進めていくため、廃棄物減量等推進協議会等で市民・事業者・市がそれぞれの 立場で意見交換をし、適正なごみ処理に向けて共通認識を形成していく。
- ・分別の指導及び分別精度の向上のため、地区役員等が当番制で協力している各地区 に対し、資源ごみ分別協力金を交付して支援する。
- 分別収集の徹底を図るため、ボランティア分別指導員を育成する。